

全国中学校体育大会引率に関わる旅費の補助について（札幌市を除く）

◎執行に関する基本的な考え方

- （１）全国大会引率に関わる教員（外部指導者は除く）の旅費の一部を道教委が補助するものである。
- （２）請求額や宿泊数が基準を超える場合は、その分を各学校に配当されている学校管理運営旅費（道費）で充当することができる。
- （３）学校の事務を通して教職員事務センターへ請求する。（精算払い）
- （４）開会式前日あるいは当日出発、試合終了時点で帰道する。
（宿泊・航空便のキャンセルと新しい航空券の手配等の問題が発生する可能性あり。）
- （５）必要な書類
 - ・ 航空券の半券、団体券の場合は名前の確認が必要なため搭乗証明書、航空運賃の領収書
……………（航空機使用の場合）
 - ・ 正規の旅費額を明らかに下回る場合（団体割引等）は鉄道、船の料金領収書
 - ・ 宿泊費（ホテル、旅館）の領収書（内訳が判るように）
 - ・ 貸し切りバスに乗る場合は、領収書とキロ程証明書
- （６）国立、私立学校及び地域クラブ活動は対象外。

◎配当の基準

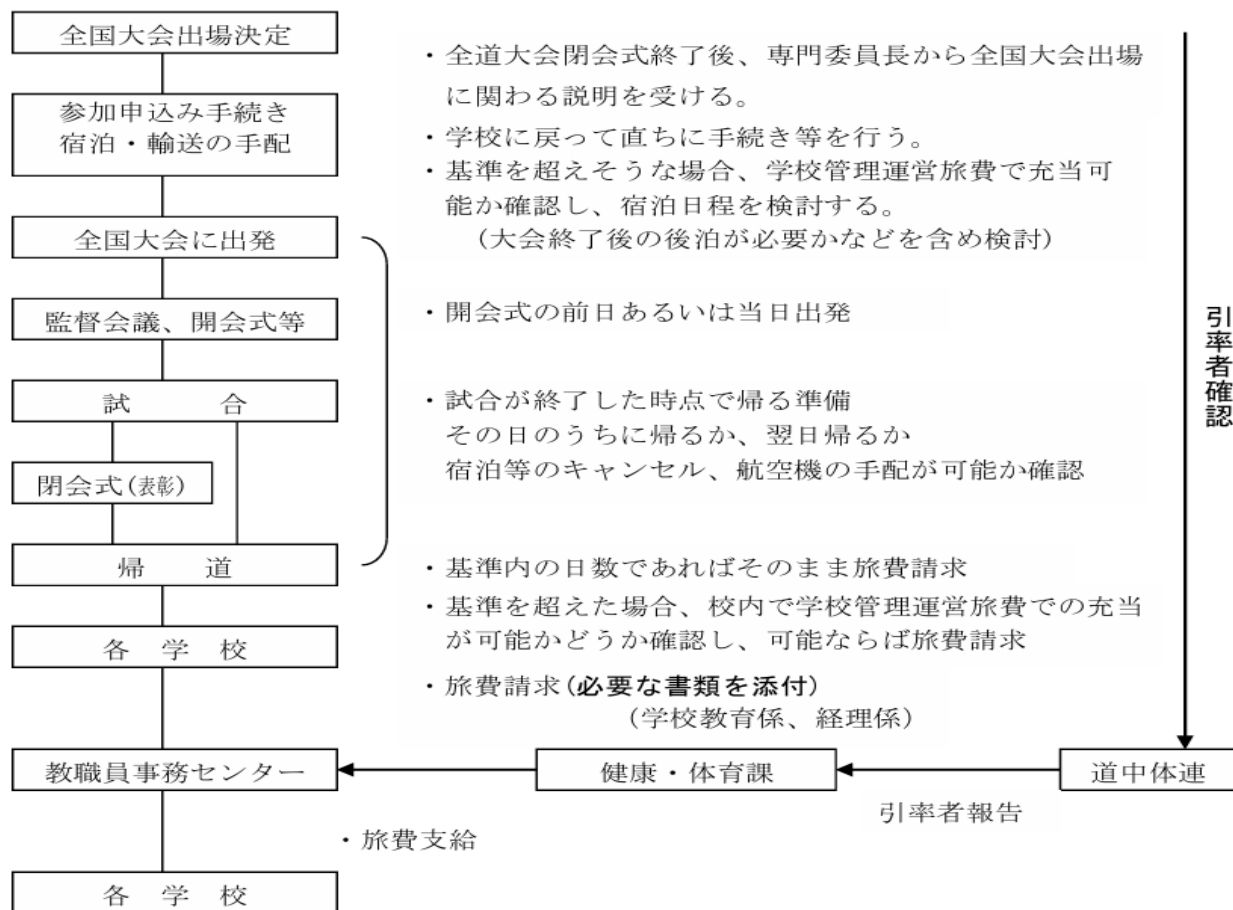
- （１）団体競技種目：１チームごとに１名の引率とする。
ただし、引率人数が１０名以上の場合は、１名を加算することができる。
 - ・ 男子団体又は女子団体のみの出場、引率人数が１０名未満……………引率教員数 １名
 - ・ 男子団体及び女子団体の出場、引率人数が各１０名未満……………引率教員数各１名
 - ・ 男子団体又は女子団体のみの出場、引率人数が１０名以上……………引率教員数 ２名
 - ・ 男子団体及び女子団体の出場、引率人数が各１０名以上 ……………引率教員数各２名
- （２）個人競技種目：１競技に１名の引率とする。（男女併せて）
ただし、引率人数が１０名以上の場合は、１名を加算することができる。
 - ・ 男子個人又は女子個人のみ出場、引率人数が１０名未満……………引率教員数 １名
 - ・ 同一競技で男子個人及び女子個人の出場で、引率が１０名未満……………引率教員数 １名
 - ・ 男子個人又は女子個人のみ出場、引率人数が１０名以上……………引率教員数 ２名
 - ・ 同一競技で男子個人及び女子個人の出場で、引率人数が１０名以上…引率教員数 ２名
- （３）同じ競技種目で団体戦・個人戦に出場する場合：１競技ごとに１名の引率とする。
ただし、引率人数が１０名以上の場合は、１名を加算することができる。
 - ・ 男子団体及び男子個人戦に出場で、引率人数が１０名未満……………引率教員数 １名
 - ・ 男子団体、男子個人戦及び女子個人戦に出場で、引率人数が１０名未満
……………引率教員数 １名
 - ・ 男子団体及び男子個人戦に出場で、引率人数が１０名以上……………引率教員数 ２名
 - ・ 男子団体戦、男子個人戦及び女子個人戦に出場で、引率教諭が１０名以上
……………引率教員数 ２名

＊団体競技種目・個人競技種目ともに、4泊5日以内の配当となる。

- ※₁ 原則として、生徒の大会出場に必要な最小泊数が、事業旅費として予算措置の対象となる。しかしながら、全国大会においては、競技結果に応じた旅行命令の変更が難しい近年の航空事情（取り直すことにより予定していた経費よりも増額となるなど）や開催地の状況等を勘案し、当連盟が提示している各競技の計画輸送（往復航空機利用便の事前決定など）における全行程を利用せざるを得ない場合は、この計画輸送による必要最小泊数を大会出場に必要な泊数として差し支えない。（旅費請求の際に、計画輸送であることが確認できる書類の添付が必要）なお、この場合の用務（旅行目的）は引き続き生徒引率となるので、公務としての旅行となるよう留意すること。（令和5年7月21日付け北海道教育庁学校教育局健康・体育課課長補佐事務連絡参照）
- ※₂ 宿泊施設の希望を複数の施設から選択して申し込む場合には、自校の事務職員に事前に相談の上、申込を行うとともに、申請については、金額が低い順から第1希望として申請すること。（この点を守らなければ、上限の9,800円を越える宿泊施設を指定された際、差額分が学校負担となってしまうため留意すること）

＊冬季種目はアルペン、クロスカントリー、スペシャルジャンプ、コンバインド、スピードスケート、フィギュアスケート、アイスホッケーをそれぞれ1競技種目と考える。

◎手続きの流れ



※必ず自校の事務職員と申し込む内容を共有し、確認していただいた上で申請するようにしてください。また、市町村で引率者旅費を別途措置していただける場合は、市町村教育委員会の担当者と事前に確認をとってください。

※できるだけ引率旅費の補助を受けられるよう、大会参加における旅程を熟考してください。申込み手続きや手配までの時間が少ない中ですが、よろしくお願いいたします。

<引率旅費に関わる問い合わせ先>

北海道中学校体育連盟事務局 TEL. 011-231-5757

各 教 育 局 長
各 道 立 高 等 学 校 長
登 別 明 日 中 等 教 育 学 校 長
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長 様

〔 各 市 町 村 立 中 学 校 長
関係市町村立義務教育学校長
関係市町村立定時制高等学校長 〕

北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 国 安 隆

令和 6 年度全国体育大会及び中学校等の地区大会の生徒引率に係る旅費の予算措置について（通知）

このことについて、本年度における全国体育大会に参加する中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校及び高等学校、並びに中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の地区大会に関わる生徒引率旅費の予算措置基準を次のとおりとするので、通知します。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴所管の中学校、義務教育学校及び高等学校（定時制）あて周知願います。

記

1 予算措置の対象となる大会の範囲

別添「令和 6 年度全国体育大会及び中学校等の地区大会の生徒引率に係る旅費の予算措置要領（以下、要領という。）」1 のとおり。

2 予算措置基準

(1) 引率教員数

別添「要領」2 の(1)のとおり。

(2) 宿泊数の上限

別添「要領」2 の(2)のとおり。

3 旅費の請求について

(1) 全国体育大会及び中学校等の地区大会の生徒引率に係る旅費については、別添要領に示す予算措置基準の範囲内において教職員局教職員事務課手当認定・旅費担当課あて請求書を提出願います。

(2) 当該旅費の請求に当たっては、次の書類を添付願います。

ア 大会の主催者及び日程の記載のある大会要項の写し

イ 引率人数のわかる大会参加者名簿等の写し

ウ 生徒引率旅費として旅費請求書に必要となる書類（キロ程証明書、支払証明書（領収書）等）

エ 大会等の主催者等から宿泊施設を指定された場合は、そのことがわかる書類（宿泊施設指

定通知、宿泊料の領収書等)

オ 大会の勝ち進みにより、宿泊数の上限を超えて旅費を請求する必要がある場合は、勝ち進んだことが確認できる書類

カ 公式練習のため、競技開会(出場)前に出発する必要がある場合は、公式練習であることが確認できる開催要項等の書類

キ 学校長の申立書(上記ア～カの書類が添付できない等特別の事情がある場合)

(3) 当該旅費は事業旅費となるので、旅費請求書の備考欄及び旅行命令簿の余白に次のとおり事業名を記載願います。

なお、予算科目は、次のとおり。

ア 事業名:「学校スポーツ振興事業」

イ 予算科目

・中学校

(款) 11 教育費(項) 03 中学校費(目) 01 教職員費

(略科目) 623(事業コード) 702052 中学校旅費(節) 08-99 旅費

・高等学校

(款) 11 教育費(項) 04 高等学校費(目) 01 教職員費

(略科目) 624(事業コード) 702055 高等学校旅費(節) 08-99 旅費

企画・調整係

担当: 村上

内線: 35-663

令和 6 年度全国体育大会及び中学校等の地区大会
の生徒引率に係る旅費の予算措置要領

1 予算措置の対象とする大会の範囲

(1) 全国体育大会

公益財団法人日本中学校体育連盟又は公益財団法人全国高等学校体育連盟が主催する次の大会とする。

- ア 全国中学校体育大会
- イ 全国高等学校総合体育大会
- ウ 全国高等学校選抜大会
- エ 全国高等学校定時制通信制体育大会

(2) 中学校等の地区大会

北海道中学校体育連盟が主催する地区大会(同連盟が主催する全道大会への出場を決定するための管内・地域大会)とする。

なお、中学校体育連盟が主催とならない地区大会等は、当該事業旅費の対象外とする。

2 予算措置基準

(1) 引率教員数

別紙「令和 6 年度全国体育大会及び中学校等の地区大会の生徒引率旅費に係る引率教員数の取扱」のとおり。

なお、教員としてではなく、地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)の指導者として選手を引率する場合は、「引率教員」に該当しないため、当該事業旅費の対象外とする。

(2) 宿泊数の上限

ア 全国体育大会の宿泊数の上限は、次のとおりとし、生徒の大会出場に必要な最低限の日数とすること。

- ① 全国中学校体育大会：4泊5日
- ② 全国高等学校総合体育大会：4泊5日
- ③ 全国高等学校選抜大会：4泊5日
- ④ 全国高等学校定時制通信制体育大会：3泊4日
- ⑤ 中学校等の地区大会：日帰り

イ 競技開会(出場)前に大会開催要項に記載されている公式練習への参加については、所属長が参加を認めた場合は予算措置の対象とする。

ウ 中学校等の地区大会は日帰りを原則とする。ただし、遠隔地で開催される等の理由により宿泊を伴う必要が生じた場合はこの限りではないが、生徒の大会出場に必要な最低限の日数とする。

エ 上記ア・ウにおいて、競技により大会日数が異なるため、勝ち進んだ場合は上限を超えることも予想されるが、その場合も大会出場に必要な最低限の日数とする。

令和 6 年度全国体育大会及び中学校等の地区大会
の生徒引率旅費に係る引率教員数の取扱

標記引率旅費に係る「引率教員数」については、次のとおりの取扱いとなるので、誤りのないようにすること。

記

1 団体競技に出場する場合

団体競技については、1 チームごとに 1 名とする。

ただし、引率人数が 10 名以上の場合は、1 名を加算することができる。

- | | | | |
|-------------------------------|-------|-------|-------|
| ・男子団体又は女子団体のみの出場で、引率人数が10名未満 | …………… | 引率教員数 | 1 名 |
| ・男子団体及び女子団体の出場で、引率人数が各 10 名未満 | …………… | 引率教員数 | 各 1 名 |
| ・男子団体又は女子団体のみの出場で引率人数が 10 名以上 | …………… | 引率教員数 | 2 名 |
| ・男子団体及び女子団体の出場で、引率人数が各 10 名以上 | …………… | 引率教員数 | 各 2 名 |

例 1 A 校でバレーボール（男子 9 名）に出場

～引率教員数：1 名

例 2 B 校でバスケットボール（男子 9 名）、バレーボール（男子 9 名）に出場

～引率教員数：各競技 1 名（計 2 名）

例 3 C 校でバレーボール（男子 9 名）、バレーボール（女子 9 名）に出場

～引率教員数：各 1 名（計 2 名）

例 4 D 校（3 名）・E 校（3 名）・F 校（3 名）の合同チームでバレーボール（女子）に出場

～引率教員数：各校 1 名（計 3 名）

例 5 G 校でバレーボール（男子 10 名）に出場

～引率教員数：2 名

例 6 H 校でバスケットボール（男子 9 名）、サッカー（男子 11 名）に出場

～引率教員数 バスケット 1 名、サッカー 2 名（計 3 名）

例 7 I 校（10 名）・J 校（5 名）・K 校（5 名）の合同チームでサッカー（男子）に出場

～引率教員数：I 校 2 名、J 校・K 校 各校 1 名（計 4 名）

2 個人競技に出場する場合

個人競技については、（男女合わせて）1 競技に 1 名とする。

ただし、引率人数が 10 名以上の場合は、1 名を加算することができる。

- | | | | |
|-----------------------------------|-------|-------|-----|
| ・男子個人又は女子個人のみの出場で、引率人数が10名未満 | …………… | 引率教員数 | 1 名 |
| ・同一競技で男子個人及び女子個人の出場で、引率人数が10名未満 | ……… | 引率教員数 | 1 名 |
| ・男子個人又は女子個人のみの出場で、引率人数が10名以上 | …………… | 引率教員数 | 2 名 |
| ・同一競技で男子個人及び女子個人の出場で、引率人数が 10 名以上 | … | 引率教員数 | 2 名 |

例 1 A 校で陸上（男子 9 名）に出場

～引率教員数：1 名

例 2 B 校で水泳（男子 4 名）、水泳（女子 5 名）に出場

～引率教員数：1 名

例 3 C 校で陸上（男子 9 名）、卓球（女子 9 名）に出場

～引率教員数：各競技 1 名（計 2 名）

例 4 D 校で陸上（男子 10 名）に出場

～引率教員数：2 名

例 5 E 校で水泳（男子 8 名）、水泳（女子 2 名）に出場

～引率教員数：2 名

例 6 F 校で陸上（男子 10 名）、卓球（女子 8 名）に出場

～引率教員数：陸上 2 名、卓球 1 名（計 3 名）

3 個人競技の同一競技で団体戦及び個人戦に出場する場合

同一競技で団体戦及び個人戦に出場する場合も 1 名とする。

ただし、引率人数が 10 名以上の場合は、1 名を加算することができる。

（引率人数は、延べ人数ではなく実人数）

- ・男子団体戦及び男子個人戦に出場で、引率人数が 10 名未満 引率教員数 1 名
- ・男子団体戦、男子個人戦及び女子個人戦に出場で、引率人数が 10 名未満
..... 引率教員数 1 名
- ・男子団体戦及び男子個人戦に出場で、引率人数が 10 名以上 引率教員数 2 名
- ・男子団体戦、男子個人戦及び女子個人戦に出場で、引率人数が 10 名以上
..... 引率教員数 2 名

例 1 A 校で柔道団体（男子 7 名）及び柔道個人（男子 1 名）に出場

～実人数が 7 名又は 8 名の場合、引率教員数：1 名

例 2 B 校でテニス団体（男子 4 名）及びテニス個人（男子 2 名、女子 2 名）に出場

～実人数が 6 名～8 名の場合、引率教員数：1 名

例 3 C 校で柔道団体（男子 7 名）及び柔道個人（男子 3 名）に出場

～実人数が 7 名～9 名の場合なら、引率教員数：1 名

～実人数が 10 名の場合なら、引率教員数：2 名

例 4 D 校でテニス団体（男子 4 名）及びテニス個人（男子 3 名、女子 3 名）に出場

～実人数が 7 名～9 名の場合なら、引率教員数：1 名

～実人数が 10 名の場合なら、引率教員数：2 名

令和 6 年度全国体育大会及び中学校等の地区大会
の生徒引率に係る旅費の予算措置要領

1 予算措置の対象とする大会の範囲

(1) 全国体育大会

公益財団法人日本中学校体育連盟又は公益財団法人全国高等学校体育連盟が主催する次の大会とする。

- ア 全国中学校体育大会
- イ 全国高等学校総合体育大会
- ウ 全国高等学校選抜大会
- エ 全国高等学校定時制通信制体育大会

(2) 中学校等の地区大会

北海道中学校体育連盟が主催する地区大会(同連盟が主催する全道大会への出場を決定するための管内・地域大会)とする。

なお、中学校体育連盟が主催とならない地区大会等は、当該事業旅費の対象外とする。

2 予算措置基準

(1) 引率教員数

別紙「令和 6 年度全国体育大会及び中学校等の地区大会の生徒引率旅費に係る引率教員数の取扱」のとおり。

なお、教員としてではなく、地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)の指導者として選手を引率する場合は、「引率教員」に該当しないため、当該事業旅費の対象外とする。

(2) 宿泊数の上限

ア 全国体育大会の宿泊数の上限は、次のとおりとし、生徒の大会出場に必要な最低限の日数とすること。

- ① 全国中学校体育大会：4泊5日
- ② 全国高等学校総合体育大会：4泊5日
- ③ 全国高等学校選抜大会：4泊5日
- ④ 全国高等学校定時制通信制体育大会：3泊4日
- ⑤ 中学校等の地区大会：日帰り

イ 競技開会(出場)前に大会開催要項に記載されている公式練習への参加については、所属長が参加を認めた場合は予算措置の対象とする。

ウ 中学校等の地区大会は日帰りを原則とする。ただし、遠隔地で開催される等の理由により宿泊を伴う必要が生じた場合はこの限りではないが、生徒の大会出場に必要な最低限の日数とする。

エ 上記ア・ウにおいて、競技により大会日数が異なるため、勝ち進んだ場合は上限を超えることも予想されるが、その場合も大会出場に必要な最低限の日数とする。

令和 6 年度全国体育大会及び中学校等の地区大会
の生徒引率旅費に係る引率教員数の取扱

標記引率旅費に係る「引率教員数」については、次のとおりの取扱いとなるので、誤りのないようにすること。

記

1 団体競技に出場する場合

団体競技については、1 チームごとに 1 名とする。

ただし、引率人数が 10 名以上の場合は、1 名を加算することができる。

- | | | | |
|-------------------------------|-------|-------|-------|
| ・男子団体又は女子団体のみの出場で、引率人数が10名未満 | …………… | 引率教員数 | 1 名 |
| ・男子団体及び女子団体の出場で、引率人数が各 10 名未満 | …………… | 引率教員数 | 各 1 名 |
| ・男子団体又は女子団体のみの出場で引率人数が 10 名以上 | …………… | 引率教員数 | 2 名 |
| ・男子団体及び女子団体の出場で、引率人数が各 10 名以上 | …………… | 引率教員数 | 各 2 名 |

例 1 A 校でバレーボール（男子 9 名）に出場

～引率教員数：1 名

例 2 B 校でバスケットボール（男子 9 名）、バレーボール（男子 9 名）に出場

～引率教員数：各競技 1 名（計 2 名）

例 3 C 校でバレーボール（男子 9 名）、バレーボール（女子 9 名）に出場

～引率教員数：各 1 名（計 2 名）

例 4 D 校（3 名）・E 校（3 名）・F 校（3 名）の合同チームでバレーボール（女子）に出場

～引率教員数：各校 1 名（計 3 名）

例 5 G 校でバレーボール（男子 10 名）に出場

～引率教員数：2 名

例 6 H 校でバスケットボール（男子 9 名）、サッカー（男子 11 名）に出場

～引率教員数 バスケット 1 名、サッカー 2 名（計 3 名）

例 7 I 校（10 名）・J 校（5 名）・K 校（5 名）の合同チームでサッカー（男子）に出場

～引率教員数：I 校 2 名、J 校・K 校 各校 1 名（計 4 名）

2 個人競技に出場する場合

個人競技については、（男女合わせて）1 競技に 1 名とする。

ただし、引率人数が 10 名以上の場合は、1 名を加算することができる。

- | | | | |
|-----------------------------------|-------|-------|-----|
| ・男子個人又は女子個人のみの出場で、引率人数が10名未満 | …………… | 引率教員数 | 1 名 |
| ・同一競技で男子個人及び女子個人の出場で、引率人数が10名未満 | ……… | 引率教員数 | 1 名 |
| ・男子個人又は女子個人のみの出場で、引率人数が10名以上 | …………… | 引率教員数 | 2 名 |
| ・同一競技で男子個人及び女子個人の出場で、引率人数が 10 名以上 | … | 引率教員数 | 2 名 |

例 1 A 校で陸上（男子 9 名）に出場

～引率教員数：1 名

例 2 B 校で水泳（男子 4 名）、水泳（女子 5 名）に出場

～引率教員数：1 名

例 3 C 校で陸上（男子 9 名）、卓球（女子 9 名）に出場

～引率教員数：各競技 1 名（計 2 名）

例 4 D 校で陸上（男子 10 名）に出場

～引率教員数：2 名

例 5 E 校で水泳（男子 8 名）、水泳（女子 2 名）に出場

～引率教員数：2 名

例 6 F 校で陸上（男子 10 名）、卓球（女子 8 名）に出場

～引率教員数：陸上 2 名、卓球 1 名（計 3 名）

3 個人競技の同一競技で団体戦及び個人戦に出場する場合

同一競技で団体戦及び個人戦に出場する場合も 1 名とする。

ただし、引率人数が 10 名以上の場合は、1 名を加算することができる。

（引率人数は、延べ人数ではなく実人数）

- | | | | |
|--------------------------------------|-------|-------|-----|
| ・男子団体戦及び男子個人戦に出場で、引率人数が 10 名未満 | …………… | 引率教員数 | 1 名 |
| ・男子団体戦、男子個人戦及び女子個人戦に出場で、引率人数が 10 名未満 | …………… | 引率教員数 | 1 名 |
| ・男子団体戦及び男子個人戦に出場で、引率人数が 10 名以上 | …………… | 引率教員数 | 2 名 |
| ・男子団体戦、男子個人戦及び女子個人戦に出場で、引率人数が 10 名以上 | …………… | 引率教員数 | 2 名 |

例 1 A 校で柔道団体（男子 7 名）及び柔道個人（男子 1 名）に出場

～実人数が 7 名又は 8 名の場合、引率教員数：1 名

例 2 B 校でテニス団体（男子 4 名）及びテニス個人（男子 2 名、女子 2 名）に出場

～実人数が 6 名～8 名の場合、引率教員数：1 名

例 3 C 校で柔道団体（男子 7 名）及び柔道個人（男子 3 名）に出場

～実人数が 7 名～9 名の場合なら、引率教員数：1 名

～実人数が 10 名の場合なら、引率教員数：2 名

例 4 D 校でテニス団体（男子 4 名）及びテニス個人（男子 3 名、女子 3 名）に出場

～実人数が 7 名～9 名の場合なら、引率教員数：1 名

～実人数が 10 名の場合なら、引率教員数：2 名

令和6年度全国体育大会及び中学校等の地区大会の生徒引率に係る旅費の予算措置基準の詳細

1 大会の範囲

全国大会	全国中学校体育大会	主催	公益財団法人 日本中学校体育連盟	
	全国高等学校総合体育大会		公益財団法人 全国高等学校体育連盟	
	全国高等学校定時制通信制体育大会			
	全国高等学校選抜等大会	共催	公益財団法人 全国高等学校体育連盟	
全道大会	予算措置の対象外			
地区大会	管内中学校体育大会等	主催	北海道中学校体育連盟、地区中学校体育連盟等	北海道中学校体育連盟が主催する北海道中学校体育大会への出場を決定するための地区・管内大会 (別添「地区大会・管内大会開催予定」のとおり)
※1 全国大会に出場に係る全道大会への生徒引率旅費は予算措置の対象外。 ※2 高等学校、高等学校定時制・通信制に関する地区大会の生徒引率旅費は予算措置の対象外。				

（参考）大会の区分に応じた予算措置状況

中学校、義務教育学校、中等教育学校			中等教育学校、高等学校（全日制、定時制、通信制）		
全国大会	全道大会	地区大会	全国大会	全道大会	地区大会
○		○	○		

2 引率人数

				引率教員数
団体	基準	団体競技については、1チームごとに1名とする。 ただし、引率人数が10名以上の場合は、1名を加算することができる。		
		・男子団体又は女子団体のみの出場で、引率人数が10名未満		1名
		・男子団体及び女子団体の出場で、引率人数が各10名未満		各1名（計2名）
		・男子団体又は女子団体のみの出場で引率人数が10名以上		2名
		・男子団体及び女子団体の出場で、引率人数が各10名以上		各2名（計4名）
	例	引率生徒数10名未満	A校でバレーボール男子団体（9名）に出場	1名
			B校でバスケットボール男子団体（9名）とバレーボール男子団体（9名）に出場	各1名（計2名）
			C校でバレーボール男子団体（9名）とバレーボール女子団体（9名）に出場	各1名（計2名）
			連合チーム（D校（3名）E校（3名）F校（3名）の3校）でバレーボール男子団体に出場	各校1名（計3名）
		引率生徒数10名以上	G校でバレーボール男子団体（10名）に出場	2名
			H校でバスケットボール男子団体（9名）とサッカー男子団体（11名）に出場	バスケット1名、サッカー2名（計3名）
			連合チーム（I校（10名）J校（5名）K校（5名）の3校）でサッカー男子団体に出場	I校2名、J校1名、K校1名（計4名）
個人	基準	個人競技については、（男女合わせて）1競技に1名とする。 ただし、引率人数が10名以上の場合は、1名を加算することができる。		
		・男子個人又は女子個人のみの出場で、引率人数が10名未満		1名
		・同一競技で男子個人及び女子個人の出場で、引率人数が10名未満		1名
		・男子個人又は女子個人のみの出場で、引率人数が10名以上		2名
		・同一競技で男子個人及び女子個人の出場で、引率人数が10名以上		2名
	例	引率生徒数10名未満	A校で陸上（男子9名）に出場	1名
			B校で水泳（男子4名）、水泳（女子5名）に出場	1名
			C校で陸上（男子9名）、卓球（女子9名）に出場	各競技1名（計2名）
		引率生徒数10名以上	B校で水泳（男子4名）、水泳（女子5名）に出場。 会場が男女別で分かれることが開催要項で確認でき、複数の引率教員が必要な場合に限る。	各1名（計2名）
			D校で陸上（男子10名）に出場	2名
			E校で水泳（男子8名）、水泳（女子2名）に出場	2名
			F校で陸上（男子10名）、卓球（女子8名）に出場	陸上2名、卓球1名（計3名）
団体・個人	基準	同一競技で団体戦及び個人戦に出場する場合も1名とする。 ただし、引率人数が10名以上の場合は、1名を加算することができる。（引率人数は、延べ人数ではなく実人数）		
		・男子団体戦及び男子個人戦に出場で、引率人数が10名未満		1名
		・男子団体戦、男子個人戦及び女子個人戦に出場で、引率人数が10名未満		1名
		・男子団体戦、男子個人戦に出場で、引率人数が10名以上		2名
		・男子団体戦、男子個人戦及び女子個人戦に出場で、引率人数が10名以上		2名
	例	A校で柔道団体（男子7名）及び柔道個人（男子1名）に出場 ～実人数が7名又は8名の場合		1名
		B校でテニス団体（男子4名）及びテニス個人（男子2名、女子2名）に出場 ～実人数が6名～8名の場合		1名
		C校で柔道団体（男子7名）及び柔道個人（男子3名）に出場 ～実人数が7名～9名の場合なら		1名
		～実人数が10名の場合なら、		2名
		D校でテニス団体（男子4名）及びテニス個人（男子3名、女子3名）に出場 ～実人数が7名～9名の場合なら、		1名
		～実人数が10名の場合なら		2名

3 宿泊数の上限

全国大会	全国中学校体育大会	4泊5日	試合に勝ち進み宿泊数が増える場合は、予算の範囲内で予算措置する。 (旅費請求時に勝ち進んだことが確認できる書類の添付が必要)
	全国高等学校総合体育大会		
	全国高等学校定時制通信制体育大会	3泊4日	
	全国高等学校選抜等大会	4泊5日	
地区大会	管内中学校体育大会等	日帰りを原則とするが、遠隔地で開催される等の理由で宿泊を伴う必要が生じた場合は、必要最低限の日数とする。	
※ 開催要項に記載されている公式練習への参加については、所属長が公式練習への参加を認めた場合は、宿泊数の上限にかかわらず予算措置の対象とする。(旅費請求時に確認書類の添付が必要)			
※ 開催要項に記載されていない練習等への参加、敗戦後の練習試合、試合観戦などは、予算措置の対象外。			
※ 宿泊数は、生徒の大会出場に必要な最低限度の日数とする。(例 敗戦により3泊4日までの場合は、3泊4日まで)			
ただし、大会日程の関係上、勤務学校から用務地間の移動のため宿泊が必要とされる場合は、宿泊数の上限にかかわらずその日数を加算した日数とする。			
(例 4泊5日で用務地から勤務学校までの移動に1泊必要とする場合は、5泊6日)			

全国体育大会及び中学校等の地区大会の生徒引率に係る旅費予算措置に関する質疑応答

Q	応援のために大会に参加した部員も引率人数に加えることができるか。
A	部員である生徒に応援として参加するよう指示をしている場合は、当該生徒も引率人数に加えた数により、引率教員数を取り扱うことができます。

Q	テニスの個人戦に男子4名、女子4名が出場するが、男女別会場の場合でも引率教員数は1名なのか。
A	会場が男女別で、複数の引率者が必要な場合又は日常的に部活動が男女別であり、それぞれ顧問がいる場合は、男女別に各1名（計2名）まで事業旅費として予算措置の対象となります。

Q	競技開会（出場）前の大会要項に記載のある公式練習への参加は、所属長が認めた場合は予算措置の対象となっているが、公式練習に参加することにより泊数が上限を超える場合、予算措置の対象となるのか。
A	事業旅費としての予算措置は4泊5日を上限としていますが、生徒が参加する公式練習及び競技への出場の総日数（参加に伴う移動日も含む）が上限を超えることがあらかじめ分かっている場合は、事業旅費として予算措置の対象となります。 旅費請求の際に、公式練習であることが確認できる書類の添付が必要です。 なお、上記総日数には敗戦後の観戦や練習試合は含まれません。

Q	大会要項に記載のない練習に参加するため、競技開会（出場）前に出発する場合、予算措置の対象となるのか。また、監督会議に参加するため、早い日程で生徒の引率を行った場合、予算措置の対象となるのか。
A	参加する練習が公式練習と確認できない場合は、練習参加に係る日数分は事業旅費の措置対象外です。 また、監督会議に参加する場合（公式練習日と同日開催の場合等を除く。）も、その日数分は事業旅費の措置対象外です。

Q	個人競技に出場する2名の生徒を引率することになったが、競技種目のスケジュールの関係でA生徒が大会1日目の出場となり、B生徒が大会4日目の出場となる場合、大会2日目、3日目の滞在期間は、予算措置の対象となるのか。
A	滞在が必要と所属長が認めた場合、事業旅費として予算措置の対象となります。

Q	大会を勝ち進むことを前提で、上限の4泊5日で旅行命令を行っていたが、1回戦で敗戦したので、その後現地の学校との練習試合や大会を観戦したが、上限の4泊5日分までの予算措置となるのか。
A	生徒の大会出場に必要な最小泊数が、事業旅費として予算措置の対象となります。 なお、全国体育大会で、開催地の状況等により団体（北海道中学校体育連盟など）が行う競技種目の選手団の計画輸送（往復航空機利用便の事前決定など）を利用せざるを得ず、これにより旅行する場合は、競技結果による旅行命令の変更が難しい近年の航空事情をかんがみ、この計画輸送による必要最小泊数を大会出場に必要な泊数として差し支えないこととします。（旅費請求の際に、計画輸送であることが確認できる書類の添付が必要です。）また、この場合の用務（旅行目的）は引き続き生徒引率となりますので、公務としての旅行となるようご留意願います。

Q	上限の4泊5日で旅行命令を行っていたが、大会を勝ち進んだため泊数の上限を超えることとなったが、4泊5日を超える分の予算は措置されないのか。
A	大会を勝ち進んだことで、泊数の上限を超える場合は、事業旅費として予算措置の対象となります。 旅費請求の際に、勝ち進んだことが確認できる書類の添付が必要です。

Q	大会会場で生徒と合流し、生徒の引率業務を行った場合の旅行命令は、予算措置の対象となるのか。
A	所属長が引率業務として認め、旅行命令している場合は、事業旅費として予算措置の対象となります。

全国中学校体育大会引率に関わる旅費の補助について（札幌市）

◎執行に関する基本的な考え方

- （１）全国大会引率に係わる旅費の一部を札幌市教委が補助するものである。
- （２）請求額や宿泊数が基準（４泊５日以内）を超える場合は、大会日程として正規の日程であれば、予算措置される。
- （３）学校の事務官を通して市教委教育推進課へ請求する。（事前申請、事後払い）
- （４）開会式前日あるいは当日出発、試合終了時点で帰道する。
※宿泊・航空便のキャンセルは、引率教員分は支給されるので、キャンセル料と新しい航空券（または差額）の領収書が必要になる。
- （５）宿泊費や日当の基準が職種や年齢によって定められている。
※日当は、昼食代も含まれているため、体文振等からの昼食代や日当に値するものの支給は重複受領になる可能性があるため確認が必要になる。
※宿泊費は、基準額を越える額の宿舎を利用する場合は、安い宿を希望後の結果として基準額を超える宿になった場合は認められるが、最初から基準額を超える場合は、その差額は自己負担となる。（基準額を事務官に確認すること）
- （６）自家用車の公用使用時における車賃額も少額ではあるが設定されているため、必要に応じて事務官に確認すること。
- （７）現地での交通費（公共交通機関に限る）も支給される。現地交通費の領収書は必要としないが、どの交通機関を利用（停留所名）して、金額はいくらであるか等を示す必要がある。
- （８）保護者が現地まで連れて行って、現地で合流・解散する場合は、「中心駅主義」という換算の仕方に代わり、現地交通費等が支給されなくなるので事前に引率方法等を確認して、事務官に伝えること。
- （９）必要な書類（下記は例であるため、事務官に確認すること）
 - ・航空券の半券、団体券の場合は名前の確認が必要なため搭乗証明書、航空運賃の領収書、また、事前申請時に最安航空券を選択した比較資料等を求められる。（計画輸送等はその限りではない。）
 - ・宿泊費（ホテル、旅館）の領収書（内訳が判るように）
 - ・貸し切りバスに乗る場合は、領収書
- （１０）国立、私立学校及び地域クラブ活動は対象外。

◎配当の基準

(1) 団体競技種目…1チームごとに1名の引率とする。

ただし、引率人数が10名以上の場合は、1名を加算することができる。

- ・男子団体又は女子団体のみの出場で、引率人数が10名未満……………引率教員数 1名
- ・男子団体及び女子団体の出場で、引率人数が各10名未満……………引率教員数各1名
- ・男子団体又は女子団体のみの出場で、引率人数が10名以上……………引率教員数 2名
- ・男子団体及び女子団体の出場で、引率人数が各10名以上……………引率教員数各2名

(2) 個人競技種目…1競技に1名の引率とする。(男女併せて)

ただし、引率人数が10名以上の場合は、1名を加算することができる。

- ・男子個人又は女子個人のみ出場で、引率人数が10名未満……………引率教員数1名
- ・同一競技で男子個人及び女子個人の出場で、引率人数が10名未満……………引率教員数1名
- ・男子個人又は女子個人のみ出場で、引率人数が10名以上……………引率教員数2名
- ・同一競技で男子個人及び女子個人の出場で、引率人数が10名以上……………引率教員数2名

(3) 同じ競技種目で団体戦・個人戦に出場する場合…1競技ごとに1名の引率とする。

ただし、引率人数が10名以上の場合は、1名を加算することができる。

- ・男子団体及び男子個人戦に出場で、引率人数が10名未満……………引率教員数1名
- ・男子団体、男子個人戦及び女子個人戦に出場で、引率人数が10名未満
……………引率教員数1名
- ・男子団体及び男子個人戦に出場で、引率人数が10名以上……………引率教員数2名
- ・男子団体戦、男子個人戦及び女子個人戦に出場で、引率人数が10名以上
……………引率教員数2名

* 宿泊数については4泊5日分以内を配当する。

* 団体競技種目・個人競技種目ともに4泊5日以内の配当となる。ただし正規の大会会期でこれを超えるものは、申請により配当される。

* 冬季種目はアルペン、クロスカントリー、スペシャルジャンプ、コンバインド、スピードスケート、フィギュアスケート、アイスホッケーをそれぞれ1競技種目と考える。

◎札幌市旅費規程

平成29年4月に札幌市教育委員会学校教育部より「教職員用ハンドブック（旅費編）」が提示されています。各学校事務官、管理職に平成29年度にイントラメールでも配信されていますので、各学校事務官に確認してください。

担当所管は、札幌市教育委員会学校教育部教育推進課ですので、不明な点は問い合わせをしてください。